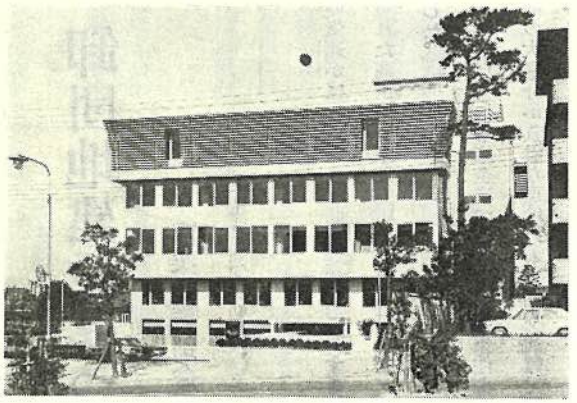
第　８１　号

奈良会議所ニュース

1975,6

発行所　奈良市登大路町36番地の２
奈良商工会議所
編集兼発行人　小谷武芳
印刷所　共同精版印刷株式会社
１部５０円

会議所ビルのご利用を！



テナント募集中！

当所会館の地階のテナントが、一部空室になっておりますので、奈良市に所在する、公共機関、協同組合並びに商工業に関係する方で、奈良商工会議所が、適当と認めた方に使用していただきたいと現在募集致しております。

テナントについて詳しくは、奈良市登大路町三六番地の二（奈良商工会議所電二六―六二二二）へお問合せ下さい。

各種会議、研修会は会議所ビルとお決め下さい。

お申し込みは当所総務部まで

TEL㉖六二二二（代）

目　次

人・当所卸売部会長　下出久治郎氏……2
会議所とは！……2
新商品と発明……4
≪中小企業庁だより≫……5
確定申告の誤りは
訂正手続きをお早めに……6
経営実務セミナー……7
会議所告知板……7
会議所ホールのご利用を……9
求職者情報……10
新入会員紹介……10

多くの会員
大きな力!!

人

卸団地建設について

商業卸売部会部会長
下出久治郎



最近、当所卸売部会で卸団地建設の気運が盛り上がり、同団地建設に関する研究会を開催しています。先月には全国卸団地を三十余件手がけられた商工中金奈良支店の石松支店長をゲストに迎え、より充実性・具体性をもたせた研究会を開催致しました。

ご周知のように、わが国の卸売商の半数以上は零細企業であり、立地条件も悪くなっております。当地域においても、ご多分にもれず、卸売商の大部分が狭隘な環境のもと、交通難・駐車難等、卸売機能を果たすのが困難な状態にあるのが現状です。

今後、この機能を改善し、より健全で消費者サイドに立った商品を供給すべく、この大目的に向かってみなさまとともに、より一層研究を積み重ねていく所存でございますので、会員各位並びに関係諸官庁のご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

〝みんな入ろう　みんなの会議所〟

未加入事業所にお勧めを！

▼商工会議所とは

商工会議所は「商工会議所法」に基づいて、設立されたもので、党派の勢力や個人の意志とか、金力によって左右されず、公正中立な性格をもっています。従ってその権威を保つために、「商工会議所法」という法律によって民主的な運営を行うよう義務づけられ、それに見合う権限が付与されています。このように法律によって保護を受けている経済団体は、ほかにありません。

▼目的

われわれは常に進歩と向上を求めております。われわれ商工業にたずさわるものは、常に事業の改善と発達に対する熱意をいだいており、この熱意と自主性によって商工業の発展をはかり、更に市民生活の福祉増進を目的としています。

▼社会的信用

商工会議所は法律によって生まれた唯一の経済団体で、種々の団体の中でも、国内外を問わず、社会的信用、地位は保証されています。従って商工会議所の会員であることは、その企業の信用を高めることになります。

▼積極的に活用を

商工会議所の会員になればどんなメリットがあるかという質問をよくされますが、すぐに効果があり、お金が儲かるという性格のものではありません。〝求めよ、さらば与えられん〟ということわざがあるように事業経営上において商工会議所の機能を積極的にご活用いただきたいのです。

そのために当所では次のような事業を行なっています。

会議所の事業

- 金融のあっせん
 小企業経営改善資金融資その他各種の金融あっせん
- 税務・記帳指導
 小企業者のために納得のゆく納税をするために正しい記帳や決算の指導
- 各種経営相談
 税務・経理、法律、特許、金融など専門相談員による相談
- 意見活動
 商工業の振興について意見をまとめ、関係官庁に対し具申
- 調査活動
 物価、賃金、経営その他各種調査を行う
- 労働保険の事務代行
 労災保険、失業保険
- 各種講演会、講習会の開催
 時流にマッチしたテーマを取り上げ、専門家を招いて開催
- 検定試験の実施
 簿記、珠算、計算尺、販売士
- 部会活動
 十部会で各々問題を協議、要望を行う
- 商取引のもっせん
 各地会議所との連絡によるあっせん
- 観光事業の振興
 〃迎える観光から送り出す観光〃を基盤にした観光事業の推進
 その他、地域商工業の振興に役立つあらゆる事業を推進しております。
 また、昨年末に完成した商工会議所新会館ビルの利用についても会員サービス（割引き有り）があり、会員の方には無料でご使用いただける〃会員談話室〃も設けております。

会員増強運動展開中!!

このように、商工会議所の利用価値は非常に高いものがあり、積極的にご活用いただければ必ずやご期待にそえるものと確信しております。

しかし商工業者総意の場である商工会議所として、その組織は一人でも多くの事業者が参加していることが望ましいことは言うまでもありません。地域商工業者の一人一人の意見が示されてこそ均衡のとれた商工業の発展がえられるわけです。

当所では約千五百の会員が前述のような制度を利用され、業者間の連ケイを強化し、積極的に当所運営に参画していただいております。

現在、当所では各部会において部会を開催し、新規会員獲得月間と題し、**会員増強運動**を展開しております。この機会に、まだ未加入の方がありましたらご照介お勧め下さいますようお願い申し上げます。

お問い合せ、ご連絡は、奈良商工会議所

TEL㉖六二二二 代へ



退任のごあいさつ

この度、健康上の理由によりまして奈良商工会議所専務理事を退職させていただくことになりました。

顧りみますれば、商工会議所創立以来大過なく勤めることができましたのは、偏に公私にわたる皆様方の格別の御懇情の賜であったと衷心より感謝申し上げる次第であります。

終りに、皆様方の御健勝と御多幸のほど心から御祈り申し上げまして甚だ簡単とは存じますが御礼旁々御挨拶申し上げます。

昭和五十年五月三十一日

和井田　恒　道

新商品と発明

特許庁審査官
石井正



技術経営

東京の中央区に「ソーコー」という会社がある。従業員二〇〇人以下の中小企業であるが、独特の社風を持っている。その経営がユニークなのである。新商品を年間に一〇〇種類以上も出す。その新商品はほとんど特許権や実用新案権でガードしてある。例えばその新商品として、合成繊維の人工芝や、ゴルフマットなどがあり、品目だけで三〇〇種類もあるという。

もちろん、このような日用品が中心であるから、高度の技術が必要という訳ではない。むしろアイデアを基礎に市場の動きをみて、消費者の必要とするものは何かということを朝から晩まで考えることにより、新商品を創り出していくわけである。ニーズ中心の中小企業の技術経営の典型とも言える企業である。従業員二〇〇人以下で昭和四十九年六月期は、売り上げ三、〇〇〇億円、税引き前利益一億円以上というからなかなか優秀である。

最近は、このような中小企業が多くなってきた。その経営が他とは「ひと味」違う。ユニークな中小企業であり、しかも「技術」や「新商品」を正面に押し出す中小企業である。一昨年、広島と和歌山で中小企業三社を見学する機会があった。これら三社とも独自の技術を持つ企業で、着々と成長しつつある企業であった。例えば、広島のA社は火災警報用の感熱スイッチなどに独自の技術を持っている。また和歌山にあるB社は、写真フィルムの自動DPE機械を作っている。これを東京のフジフィルムやサクラフィルムのDPE屋へ販売しているわけであるが、この自動DPE機はなかなかノウハウなどの技術が難しい。大手の企業でも手を出しかねるものである。それを中小企業でチャレンジし、現在では成功してきわめて経営内容の充実した企業に成長しているわけである。

明日の中小企業とは

このようにみてくると、最近は技術や新商品を中心としたユニークな中小企業が数多く出てきていることに気がつくわけですが、全体的にはまだまだそれは小さな比率でしかない。大部分は過去の商品を昨日と同じように作り、売っている。あるいは大企業の一次、二次、三次という協力工場の地位に甘んじているのが現実だ。

したがって統計をとれば、中小企業の現状というのは明白となる。例えば、労働生産性は大企業に較べて約半分ほどであるし、工業品輸出に占める中小企業のシェアは昭和四十年の四五%から昭和四十七年では三五%に低下してきている。

過去と同じことをしていては企業は伸びず、他と同じことをしていては企業は伸びないことを、考えなければならない。あの世界的大企業のIBMですら、工場やオフィスなどどこへ行っても「THINK」というポスターがはってある。従業員すべてが〝考えよ〟というわけである。

規模の小さい企業であるならば、なおさら工夫・アイデアが必要である。そして、この工夫・アイデアを基礎にして企業は成長していくわけである。現在では巨大企業となっているアメリカのゼロックス社も数十年前は中小企業であったし、日本のソニー、本田もみな同じである。

工夫・アイデアを集積して、新技術、新商品を生み出し、そこから得られる創業者利潤を、再び次の新技術、新商品を生みだすために投資していくというサイクルが、これからの中小企業には必要不可欠といってもいい。そして、この新技術、新商品に、〝発明〟と〝特許〟が結びつけば万全である。特許により、他人がマネをすることができないようになれば、創業者利潤を他人に横取りされることもないわけである。

新しい商品を創り出そう

さて、それではどのようにして、新しい工夫・アイ

阪本善雄氏（元・常議員）勲六等単光旭日章の栄に

昭和五十年度の生存者叙勲において、当所元常議員の阪本善雄氏（㈲常磐社長・奈良市社会福祉協議会理事）が社会福祉功労により勲六等単光旭日章の栄に浴された。

デアを生みだしたらよいのだろうか。そして、それを集積して、新技術、新商品にまで、レベルアップしていくにはどうしたらよいだろうか。

まず、重要なことは従業員すべてが毎日、何らかの工夫・アイデアを生みだすようにしていくことである。もちろん、はじめは、どんなに小さな工夫でもよい。作業の際のわずかな工具の置き方の工夫でもよい。ともかく一人が一日に一つの工夫を生むくらいの発想法が必要である。それらのアイデアに対しては、たとえわずかな額であっても、ただちに報償しよう。そして、毎週に一回、毎月に一回、さらには毎年に一回、集まったアイデアの中から優秀なものを選んで表彰するわけである。

一方で、従業員の中から生れてくるアイデアの中にダイヤモンドが入っていないかとしっかりと眼を開いていることが必要だ。わずかなダイヤモンドのかけらでも、発見したら、すぐに問題を絞って、今度はアイデア課題を決めて、従業員全員に考えてもらうようにするわけだ。そこから生れてくるアイデアを集積していって新商品のイメージを作っていくようにしよう。

重要なことは、アイデアの中にある価値ある〝発想〟を探しだす仕事で、この業務はどんな中小企業でも、常に大事にしなければならない。

その価値あるアイデアを総合化していく過程で発明を生む確率がきわめて高い。これまでの発明の生れ方を見ると、最初の発想・アイデアの生み出し段階で発明が生れるのではなしに、そのアイデアを実際の商品に結びつける段階で、数多く生れているのである。そして発明を特許権にして中小企業の中心的武器にすることが、これからの最大の課題になるだろう。

――筆者略歴――

昭和四十三年中央大学卒。同年通産省、特許庁入省、現在特許審査第二部、応用物理審査官。

主な著書、「特許への挑戦」「特許ビジネス」などがある。

《中小企業だより》

昭和四十九年度中小企業経営調査（企業指標）結果について

先般、中小企業庁では、標記調査結果を発表しましたのでその内容を説明します。

なお、この調査は中小企業庁が毎年定期的に中小企業の経営活動実態を調査し、その分析結果を「中小企業の経営指標」としてとりまとめ、一般中小企業の経営合理化の参考資料として公表しているものです。本年度の集計対象企業数は、一〇、〇五七企業であり、前年度の七、三六四企業を上回っています。これは本年度調査において、小売業及び小規模企業のサンプル数を増やしたためであります。以下、本年度の調査結果の概要を製造業、卸売業、小売業の各々について要約してみますと次の通りです。

製造業

製造業の収益性は、四十九年度、物価高騰下にもかかわらず大幅な上昇を示し、資本収益性（経営資本対営業利益率）は四十八年度（八・三％）より二・七ポイント上回って一一・〇％となっています。次に生産性についてみると、従業員一人当り生産高は、四十八年度より三二％と大幅に増加しています。これに対して、従業員一人当たり加工高（生産高から直接材料費買入部品費、外注費及び間接材料費を控除したもの）の増加率は二四％にとどまっています。このことからも四十九年度は、直接材料費、間接材料費、買入部品費等の原材料の価格の上昇があったことが推察されます。業種別には、ほとんどの業種で、収益性が上昇しており、特に軽工業部門では、紙・紙工品工業、繊維工業、製材・木製品工業の上昇が著しくなっています。又重工業部門では、化学工業、非鉄金属工業、鋳鍛造品工業の上昇が著しくなっています。なお、人件費はかなりの水準で増加しており、対前年比二八％の増加率となっています。

卸売業

四十九年度も棚卸資産増大や店舗等有形固定資産への設備投資がみられたものの、売上げ（従業員一人当り年間売上高）が、四十八年度に比較して二五％と大幅に伸びたため卸売商業の収益性は、四十八年度の五・九％から一・二ポイント上昇し、四十九年度は七・一％となっています。なお、費用関係では、人件

〝法定台帳作成にご協力を〟

当所では、昭和五十年度の法定台帳を整備するため、このほど、会員並びに特定商工業者宛、法定台帳用紙を送らせていただきました。

この法定台帳は、当所が地域経済の総合的な改善発達をはかるために、地区内の商工業者の実態を常に把握することを目的に整備を進めているものです。

つきましては、法定台帳未提出の方は、必要事項をご記入のうえ至急ご送付いただきますようお願い申し上げます。

費（従業員一人当り月平均人件費）が前年比二五％の増加率となっていますが、販売・管理費全体では、前年度より〇・四ポイントの増加にとどまる一二・九％となっています。

小　売　業

小売業については、四十九年度、特にサンプル数を大幅に増加したため、単純に四十八年度との比較は行えず、次の表を参照して下さい。

主要比率	年度	製造業	卸売業	小売業
経営資本対営業利益率	四八	八・三％	五・九％	（八・九％）
	四九	二・〇％	七・一％	（九・九％）
経営資本回転	四八	一・六回	二・二回	（二・五回）
	四九	一・六回	二・三回	二・四回
売上高対営業利益率	四八	五・四％	六・八％	（三・八％）
	四九	七・一％	七・八％	四・四％
従業員1人当り月平均人件費	四八	八七・九千円	一〇八・八千円	（七七・五千円）
	四九	一二三・三千円	一三六・三千円	（九一・三千円）

なお、この資料の調査時点は、昭和四十九年三月末日以前に終了する事業年度（昭和四十九年四月一日以降に決算日が到来し、本調査票に記載できるものは、当該日以前に終了する事業年度）のうち最近一年間の事業年度の計数を対象としています。本調査では、上記期間を「四十九年度」としているので留意して下さい。

また、集計の対象となった企業の平均従業員数は製造業八三人、卸売業三八人、小売業十六人であり中小企業全般の平均値よりかなり上位にシフトしています。

◇　◇　◇

確定申告の誤りは訂正手続きをお早めに

昭和四十九年分の所得税の確定申告は、三月十五日で終りましたが、確定申告に誤りがあったり、申告を忘れていた時、どうすればよいか。――

こんなとき、そのままにしておくと、納めすぎた税金がかえらなかったり、また、過少申告加算税や無申告加算税など、思わぬ税金がかかります。

そこで、こういったまちがいを訂正する方法をあげてみましょう。

▽更生の請求

確定申告をしたあとで、計算などの誤りに気がつき税金を納めすぎになっていたり、もどってくる税金が少ないときは、税務署に「更生の請求」をして、正しい税額になおすことができます。

この更正の請求は「所得税の更正の請求書」に、事由を詳しく書いて税務署に出します。

更正の請求ができる期間は、三月十六日から一年以内です。従って、昭和四十九年分の所得税については昭和五十一年三月十五日までに申請すればよいことになっています。

ただし、還付申告書についての更生の請求は、申告書を提出した日から一年以内となっています。

▽修正申告

所得金額や税額の計算などに誤りがあって税金を納め足なかったり、もどってくる税金が多すぎることがわかったときは、「修正申告」をして正しい税額になおします。

この修正申告は、税務署から更正の通知があるまではいつでも申告することができますが、なるべく早くした方が有利になります。

つまり、税務署から指摘された後で修正申告をしたときは、正しく申告した人との不公平をなくすため、納め足りなかった税金の5％の〝過少申告加算税〟が余分にかかります。

しかし、自分で誤りを発見して税務署から指摘される前に自発的に修正申告すると、過少申告加算税はかかりません。

▽期限後申告

確定申告をしなければならない人が、申告期限の三月十五日までに申告をしていないときは、それ以後でも確定申告をすることができます。これは「期限後申告」といいます。

この期限後申告も、なるべく早くした方が有利ですつまり、期限後申告をしないで税務署から所得金額及び税額の決定通知を受けると、税額の十％の〝無申告加算税〟がかかりますが、税務署から決定通知などを受ける前に、自発的に申告すると、税額の五％の無申告加算税ですみます。

会員のひろば

お気がるに投稿を



本誌では、会員のみなさまの生きた声を反映させ積極的に会議所運営に参画していただくために〝会員のひろば〟を設けることに致しました。

一般的な社会、経済問題に対する私見、会議所に対する希望等、題は自由です。お気軽にご寄稿下さい。

字　数　八〇〇字以内

投稿先　当所「会議所ニュース」編集係

なお原則として原稿の返済は致しません。

経営実務セミナー
販売経路の選定と育成

製品を売る場合に、その製品をどう流すかという問題、つまり、どういう経路によって販売するかということが、売り上げを左右することにもなります。販売経路について参考点をあげてみましょう。

まず、販売経路の重要性を知る‖販売経路は一般に「商品、製品、あるいはサービスをマーケティングするための企業内部の組織、企業内部の販売店の組織の構成」といわれていますが、いずれにしろ販売促進には欠かせない大切な課題といえましょう。例えば、メーカーにとって、①取り引きを希望する販売店であればどんなところでもよい、②一定の資格をもつ販売店だけと取り引きをする、③資格をみたし、しかも地域に結びついた専売権をもたせる……というように三通りが考えられますが。どの方法をとったら最も効果的であるかをよく検討することが肝要となります。

一定の資格を備えた販売店との取り引き‖安定した売り上げを得るためには、やはり一定の資格を備えた販売店との取り引きを行うか相互繁栄の心がけで進むことが賢明といえますが、それではどんな資格があればいいかということになります。一般には、資本の大きさはどのくらいか、またその力はどうか、信用はどのていどであるのか、販売力はどうか、経営状態は安泰であるか、経営者の実力はどうか、経営規模はどのていどであるか、歴史はどうか……などが取り引き先選定の場合の資格といえましょう。これらのうち、自社は何を主とした資格として考えるかを決め販売経路を選ぶようにします。もちろん、資格など別に考えず無差別的に取り引きをすることを希望するならどこでもよいという開放的な販売経路にもそれなりの長所はあります。いずれをとるかは自社の経営方針によります。

合理的に専売的な販売経路をとることも一法‖取り引きをするならどこでもかまわないという開放的販売経路、一定の資格を備えたところとのみ取り引きをする選択的な販売経路のどちらを採用するかは自社独自の立ち場から決めますが、さらに、合理化を一歩進めて専売的な販売経路ということも効果的です。ただ、たんに一定の資格条件を備えているからというのではなく、合理的に地域に結びついた専売権を与えるということも商品によっては有力な販売経路となります。資本力、その他資格が備わっているから取り引きをするということであれば、例えばA地域に何店もの取り引き先をもち無駄な競争を招く結果にもなりかねません。そのようなことのないように、一定の資格をもちしかも、専売権を与えるという合理化が考えられるわけです。

その他、販売経路の参考点‖販売経路をどのようにして決めるかの検討がおわったら、こんどは、その経路をいかに育て督励していくかということがポイントになります。ここでも、相互繁栄の精神を貫くことが賢明でしょう。

会議所告知板

卸団地研究会開催ご案内

来る六月二十四日（火）次の通り卸団地研究会を開催致しますので卸団地建設に関心ある方は是非御出席下さい。尚、前回同様商工中金奈良支店長石松氏を再度ゲストとしてお招きする予定であります。

○とき　六月二十四日（火）
　午後一時三十分より
○ところ　当所
○テーマ　卸団地建設について
○ゲスト　商工中金奈良支店
　支店長　石松欣哉氏

部下をもつあなたに！
「部下の正しい扱い方」講習会

当所では次の要項により〝部下の正しい扱い方〟と題した講習会を開催します。部下をもつあなたに「人の扱い方」の考え方、実践技術を身につけていただくものです。多数の受講をお待ちします。

▽日　時　六月十七日（火）午後一時～四時
▽場　所　当所四階ホール
▽対　象　現場監督者及び管理職
▽講　師　教育訓練コンサルタント
　森本正樹氏



〝販売促進〟基礎講座

これからの時代の販売戦略と販売活動のための講座です。企業の盛衰を決する――と言われる販売活動を積極的に展開するためにこの講座は見逃がせません。ぜひ受講を。

▽日　時　六月二十五日（水）
　午後一時三十分～四時三十分
▽場　所　当所四階ホール

▽対　象　販売業務担当者及び経営者
▽講　師　日本マーケティングエージェンシー
　大阪リサーチ部長　駒田章二氏

この機会にあなたも簿記を
簿記（夜間）講座　ご案内

現在の複雑化した経済社会において、ますます重要性をもつ簿記をあなたも習得してみませんか。
当所では左記の要項により、夜間簿記講習会を開催します。経理担当者また初心者の方もふるって受講されるようお勧めします。

▽日　程　六月二十三日・二十五日・二十六日・二十七日・三十日、七月一日・七日・九日・十一日・十四日・十六日・十八日・二十一日・二十三日・二十五日・二十八日・三十日、八月四日・六日・七日（延二十日間）
▽時　間　午後六時～八時三十分（二時間三十分）
▽場　所　当所四F
▽講　師　浜田麗史氏（近畿大学商経学部助教授）
　中島良次氏（　同　）
▽定　員　五十名
▽受講料　九、〇〇〇円（非会員一〇、〇〇〇円）
〔注〕尚、講師の都合により、日程を変更することがありますのでご了承下さい。
詳細は当所業務課（TEL㉖六二二二（代））へ

専門相談員による
相談室開設！

当所では、会員サービスの一環として下記日程により専門相談室を開設しております。お気軽にご利用下さい。尚この相談室をご利用される方は事前（前日でも可）に当所宛ご連絡下さい。

水曜日　経理・税務相談　一三：〇〇～一五：〇〇
　公認会計士・税理士
　中島良次氏
木曜日　特許相談　一三：〇〇～一五：〇〇
　弁理士
　蔦田璋子氏
金曜日　金融相談　一〇：〇〇～一六：〇〇
　当所経営指導員

◎毎月第三曜日　定例税務相談
　一〇：〇〇：一五：〇〇　大阪国税局税務相談官
◎法律相談については当所顧問弁護士と相談の上適当な弁護士を紹介致します。

会議所日誌

（四月～五月）

4月24日　◇源泉徴収説明会に出席（仲野、松島係員　於文化会館）
25日　◇中小企業設備近代化資金貸付説明会に出席（円城寺、後藤、深水各指導員・於当所）
27日　◇国民珠算競技大会奈良県予選開催（仲野　円城寺係員・於当所）
28日　◇公害健康被害補償法にかかる説明会開催　渡辺係員・於当所）
5月2日　◇近商連木材部会に出席（仲野指導員・於大阪商工会議所）◇当所婦人会役員会開催（出席九名・於当所）
6日　◇餅飯殿商店街診断報告会に出席（仲野、円城寺各指導員・於餅飯殿センター（協））
12日　◇副会頭会議開催（於当所）◇当所運営委員、正副部会長合同会議開催（出席十七名　於当所）◇記帳継続指導実施（延相談件数十一件・於当所）
14日　◇大阪商工会議所木材部会総会に出席（吉田議員、木戸部長・於大商）◇奈良市ごくろうさん早寝早起き運動中央推進委員会に出席（小谷局長・於奈良ホテル）◇公正取引協議会常任委員会開催（出席十八名・於当所）
15日　◇関西電力照明普及委員会に出席（小谷局長・於関電サービスセンター）◇学園前シヨッピングセンター総会に出席（仲野指導員・於あやめ館）
16日　◇流通問題懇談会に出席（円城寺指導員、於大阪商工会議所）◇奈良観光土産品連絡協議会開催（出席四名・於当所）
17日　◇醸造部会開催（出席八名）◇商業小売部会監事会開催（出席二三名）
19日　◇中国西安市奈良訪問歓迎会に出席（小谷局長・於奈良ホテル）
20日　◇奈良観光土産品研究開発協議会（仮称）設立準備会に出席（小谷局長）
22日　◇商業卸部会開催（出席五名）
23日　◇観光部会開催（出席十六名・於当所）◇商業卸団地研究会開催（ゲスト・石松商工中金奈良支店長、出席三十一名・於当所）◇工芸部会開催（出席八名・於当所）
24日　◇繊維工業部会（出席五名・於当所）

新会館ホール・会議室のご利用を
◇各種ご会合・ご商談に◇

使用料金表

階数	室名	定員	会議室使用料金（単位円） 一般 午前 9：00～12：30	一般 午後 13：00～16：30	一般 昼間 9：00～16：30	一般 夜間 17：00～21：00	一般 全日 9：00～21：00	会員 午前 9：00～12：30	会員 午後 13：00～16：30	会員 昼間 9：00～16：30	会員 夜間 17：00～21：00	会員 全日 9：00～21：00
地階	A・B会議室	50	3,200	3,600	6,800	5,400	11,000	2,700	3,000	5,700	4,500	9,000
	A会議室	26	1,800	2,000	3,800	2,800	6,000	1,500	1,700	3,200	2,500	5,000
	B会議室	24	1,800	2,000	3,800	2,800	6,000	1,500	1,700	3,200	2,500	5,000
	C会議室	15	1,200	1,400	2,600	2,000	4,500	1,000	1,200	2,200	1,700	3,500
1階	展示室	—	—	—	—	—	36,000	—	—	—	—	30,000
3階	特別会議室	20	3,600	4,000	7,600	5,500	12,000	3,000	3,400	6,400	4,600	10,000
4階	中ホール	90	8,400	9,200	17,600	13,000	27,000	7,000	7,700	14,700	11,000	23,000
	401号会議室	45	4,600	5,000	9,600	7,200	15,000	3,800	4,200	8,000	6,000	12,600
	402号会議室	45	4,600	5,000	9,600	7,200	15,000	3,800	4,200	8,000	6,000	12,600
	403号会議室	45	2,900	3,100	6,000	4,500	10,000	2,300	2,600	4,900	3,700	8,000
5階	大ホール	120イス席250	12,000	13,000	25,000	18,000	40,000	10,000	11,000	21,000	15,000	33,000
	501号会議室	60	7,900	8,600	16,500	12,000	25,000	6,600	7,200	13,800	10,000	21,000
	502号会議室	60	5,200	5,700	10,900	7,900	17,000	4,400	4,800	9,200	6,600	14,000

備考　1．土曜日の午後、日曜、祭日は上記料金の2割増とする。
2．冷暖房時は2割増とする。
3．営利を目的とした使用は3割増とする。
4．超過1時間以内4割増、1時間以上2時間以内6割増、2時間以上10割増とする
5．備品の使用については別に定める。



ゆったりした雰囲気の談話室

会員談話室はあなたに
"憩いの場"を提供します

待ち合せ・ビジネスにも

会議所ビル三階に、会員の皆様に落着いた静かな雰囲気の中で、ご商談、ご歓談いただくための談話室を設けております。

なお、職員も配置致しておりますのでお気軽にご利用下さい。

あなたの企業にこの人を!!

求職者情報

下記の求職者が奈良公共職業安定所に申込まれておりますので、雇用を希望される事業所は職業安定所紹介係までお問わせ下さい。

5月22日掲載分

性別	No.	職種	年齢	経験	本人の希望 手取賃金（月収）	勤務時間（休日）	勤務地（通・住）	規模	住所	配偶者の有無	学歴・資格
男子	1	経理事務	33	経理事務（資金ぐり）5年	200,000円	9.00～5.00（日曜）	県内外通	100人以上	奈良市	有	高卒
	2	経理事務	34	経理事務　10年	130,000円	9.00～5.00（日曜）	県内通	50人以上	奈良市	有	短大卒
	3	鋳物仕上工	47	鋳物仕上 芯取り 仕上げ　10年	130,000円	8.30～5.00（日曜）	県内外通	30人以上	奈良市	有	旧中卒
	4	営業管理	56	労務事務 人事営業管理	270,000円	9.00～5.00（日曜）	県内外通	100人以上	奈良市	有	大卒（法科）
	5	ボイラーマン（2級）	65	電信電話関係技能	70,000円	8.30～5.00（日曜）	県内外通	10人以上	奈良市	有	義務卒 ボイラー2級（免）
女子	1	料理コンサルタント	26	料理コンサルタント　2年半	80,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	高卒
	2	英語講師	24	スチュワーデス 3年	70,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	中学2級 英語教諭免許
	3	化学研究員	23	化学研究　1年	70,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	
	4	マッサージ師	39	看者マッサージ 9ヶ月	70,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	マッサージ免許
	5	保母	25	精薄施設保母 2年	70,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	保母免許

新入会員紹介

どうぞよろしく！

◇商業小売

社名　筒井酒店
所在地　奈良市藤原町五五〇
代表者名　筒井　楢一郎　電話㉒七二二〇
業種　酒類小売・焼酎醸造

社名　山岡教材
所在地　奈良市清水永井町一四三の三
代表者名　山岡　要之　電話㉔三二一六
業種　学校教材販売

社名　㈱市川商店
所在地　奈良市学園北一丁目一の十五
代表者名　市川　学　電話㊹七〇〇一
業種　食品販売

社名　芳村酒店
所在地　奈良市北市町六三
代表者名　芳村　次比古　電話㉒〇五八九
業種　酒類小売

社名　平城ニュータウンセンター開発㈱
所在地　奈良市西大寺国見町一―七―十九
代表者名　芝谷　常吉　電話〇六(761)九〇六二
業種　店舗等施設の建設・管理

◇商業卸

社名　奈良東芝商品販売㈱
所在地　奈良市三条宮前町二―六
代表者名　宇野　順一　電話㉝〇〇七一
業種　電気機械器具販売

◇観光

社名　浪花
所在地　奈良市三碓町五八八
代表者名　立川　淳三　電話㊸三一三一（ユニード内呼出し）

業　種　お好み焼・焼そば

◇工芸

社　名　信永堂
所在地　奈良市東包永町四八
代表者名　喜殿　忠明　電話㉒三七四六
業　種　書道用毛筆卸売

◇建設

社　名　林建設
所在地　奈良市法蓮町佐保田五九四
代表者名　林　輝雄　電話㉓三一五四
業　種　建設業

社　名　シンコーインテリア㈱奈良営業所
所在地　奈良市古市町七八六
代表者名　小山田　勝利　電話㉖一四二一
業　種　室内装飾資材専門部

社　名　若草工芸
所在地　奈良市三条宮前町一の十六
代表者名　有長　治郎　電話㉝五六二八
業　種　ユニット住宅組立て

◇社名変更

新　大浦貴金属工業㈱　旧　大浦貴金属工業所
新　㈱大和農園種苗部　旧　㈱大和農園

◇代表者変更

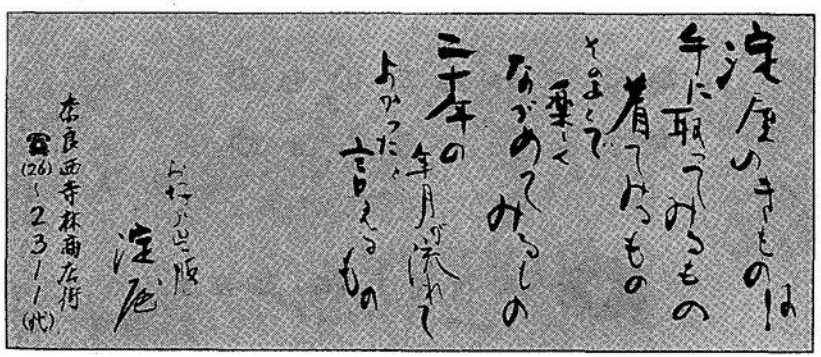
宝黒板製作所
新　福村　風雲　旧　田島　十郎
㈱ウエハラ
新　植原　秀典　旧　植原　一光

お菓子は徳村

菓子、食品
冷凍冷菓　各種　奈良県代理

徳村商店
代表　徳村楢良

菓子食品部　奈良市大森町24番地　TEL 0742—24—2001～4
冷凍冷菓部　奈良市川ノ上町14番地　TEL 0742—22—0122～3



総合企画・設計・計画・監理

株式会社　桝谷設計　代表取締役　桝谷博行

本社及び奈良事務所　奈良市大宮町1丁目6番21号　TEL 奈良(0742)34—1461㈹
京都事務所　京都市中京区御池通御幸町亀屋町京都府旅館会館㏋京都(075)221-1632(代)
大阪事務所　大阪市淀川区宮原2丁目13—12桝谷ビル　㏋大阪(06)391—5071㈹

良心的な価格・正札販売の店



■営業品目
ご婚礼家具／ご婚礼組夜具／ドレッサー／応接セット／書斎家具／ベッド／敷物／カーテン／お台所用家具／事務用家具／ベビー用家具／ルームアクセサリー／座敷机／タンス／その他

暮しに奉仕
森本家具

インテリア モリモト
西大寺店　奈良市二条町1丁目1-9　電 0742 (33) 7671
郡山店　大和郡山市丹後ノ庄町　電 07435 (6) 2731
生駒店　生駒市谷田町1250　電 07437 (4) 2181

商機をつかむ!



トヨタのビジネス
レンタをご利用ください。

信頼のネットワーク
トヨタレンタリース
レンタ・リース

必要なとき、必要な車が、スグそろいます。
節約時代にぴったりの合理的なシステム。
貴社でも是非ご検討ください。
お問い合わせは……☎0742(26)2223

トヨタレンタリース奈良
奈良営業所　奈良市杉ヤ町30　☎0742(26)2223

虫のでない!
特許の　都　畳
都畳製造発売元
株式会社　上杉商店
奈良市横領町（阪奈道路尼ヶ辻）
電話　奈良（0742）㉝ 4056㈹

<現代のプロメテウス>
近電工はあすを具現します
総合設備産業のパイオニア——
<近電工>は新しい時代の展開とともに成長をつづけ70年代のエネルギーを先導します。
電気・計装・空調・土木
近畿電気工事株式会社
取締役会長　大森久司
取締役社長　岡本繁一
奈良支店長　岸井英夫



電気はみんなのもの
大切に使いましょう
関西電力（株）奈良支店

企業と家庭に奉仕する
三榮相互銀行
社長　野村萬作
本店　奈良市下三条町8番地
支店　大宮・西大寺・東生駒・天理・高田・桜井・橿原・五条
下市・上市・郡山（大和小泉）・大阪（北区南森町）

内　外　国
特許・実用新案・意匠・商標
出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟
（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日第3木曜日）
蔦田内外国特許事務所
弁理士　蔦田璋子
弁理士　蔦田正人
大阪市東区内本町橋詰町30番地
（堺筋本町東へコクサイホテル南50メートル）
電話大阪（06）941—0702～0704